

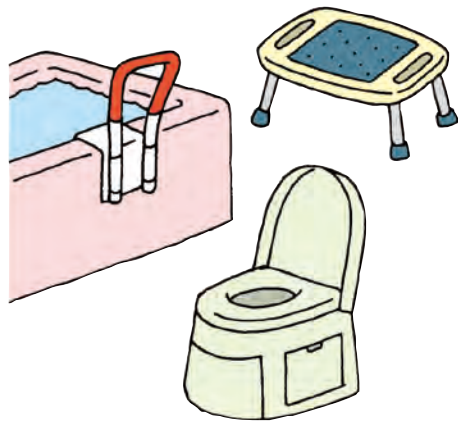
居宅での暮らしを支える

予介 特定介護(予防)福祉用具購入費支給

1年につき10万円を上限額として、原則9割、8割または7割が保険から支給されます。ただし都道府県が福祉用具販売事業者として指定した事業者から購入した場合のみ支給されます。

また、直接「福祉用具専門相談員」からのアドバイスが受けられない通信販売などは、支給の対象となりません。

- 腰掛便座 ● 入浴補助用具
- 簡易浴槽 ● 移動用リフトのつり具
- 自動排泄処理装置の交換可能部品
- 排泄予測支援機器



予介 介護(予防)住宅改修費支給

お住まいの住宅（介護保険被保険者証の住所）に手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、20万円を上限額として、原則9割、8割または7割が保険から支給されます。

- 廊下や階段、浴室等への手すり設置
- 段差解消のためのスロープの設置等
- 滑り防止および移動円滑化等のための床材変更
- 引き戸等への扉の取り替え
- 洋式便器への便器の取り替えなどの小規模な改修



■ 事前の申請が必要になります。

あらかじめ大田区へ申請を行い、改修内容の審査を受ける必要があります。
※改修内容によっては、かえって残存機能を低下させてしまう事もあります。事前に担当ケアマネジャーまたは地域包括支援センターに相談し、適切な改修を行ってください。

住宅改修費と福祉用具購入費については、給付の方法に次の2種類があります。

- **申請方法1**
利用者がいったん費用の全額を支払います。その後、申請により大田区から保険給付分（原則9割、8割または7割）が利用者に給付されます。
- **申請方法2**（大田区へ登録した事業者を利用）
利用者は利用者負担分（原則費用の1割、2割または3割）、またはかかった費用が上限額を超えた場合、利用者負担分に上限額を超えた額を加え、事業者を支払います。大田区は保険給付分（原則9割、8割または7割）を事業者を支払います。
*大田区に登録している事業者一覧はホームページから閲覧できます。

お問い合わせは：介護保険課 給付担当 ☎5744-1622

短期間入所する

予介 介護(予防)短期入所生活介護 / 介護(予防)短期入所療養介護 (ショートステイ)

在宅生活を継続するために、福祉施設や医療施設に短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

■ サービス費用のめやす

介護老人福祉施設の多床室の場合（1日につき）

予 要支援1	495円
要支援2	616円
介 要介護1	662円
要介護2	739円
要介護3	818円
要介護4	895円
要介護5	971円

※入浴などは加算あり

■ サービス費用のめやす

介護老人保健施設の多床室の場合（1日につき）

予 要支援1	665円
要支援2	838円
介 要介護1	902円
要介護2	955円
要介護3	1,024円
要介護4	1,081円
要介護5	1,139円

※入浴などは加算あり



ショートステイを利用するときは、次のことにご注意ください。

- ① 支給限度額までショートステイを利用することができますが、連続しての利用は30日までです。
 - ② 連続して30日を超えない利用であっても、ショートステイの累計利用日数は、要介護認定の有効期間のおおむね半分の日数を超えないようにしてください（例えば、6か月（180日）の有効期間の場合はおおむね90日）。
- ※ショートステイの滞在費（居住費等）と食費は自己負担になります。ただし、課税状況や年金収入・資産の状況に応じて負担軽減する制度があります。（P30「利用者負担の軽減について」をご覧ください。）

在宅に近い暮らしをする

予介 介護(予防)特定施設入居者生活介護

指定を受けた有料老人ホーム等に入居している高齢者に、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を提供します。

■ サービス費用のめやす（1日につき）

予 要支援1	199円
要支援2	339円
介 要介護1	587円
要介護2	659円
要介護3	735円
要介護4	805円
要介護5	880円

※入浴などは加算あり

※特定施設とは有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホームおよび一部のサービス付き高齢者向け住宅が対象となります。

※定員が29人以下の介護専用型有料老人ホーム等は、「地域密着型サービス」になります。（地域密着型サービスの説明についてはP24を参照してください。）



施設サービスは、介護が中心か、治療が中心か、またどの程度医療上のケアが必要かなどによって、入所する施設が違います。

- ※サービス費用は、施設の種類や所在地、要介護状態区分に応じて異なります。
- ※サービス費用は1か月を30日として計算しています。
- ※サービス費用の原則1割、2割または3割が利用者の負担となります。また、別途居住費や食費、日常生活費などの利用者負担があります。ただし、居住費と食費については、課税状況や年金収入・資産の状況に応じて負担軽減する制度があります。
- ※施設サービスで特別室を利用する際は、特別室料などの利用者負担がある場合がありますので、入所のときは施設でご確認ください。

施設に入所する

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

※原則、要介護3～5の人が対象となります。ただし、要介護1・2の人でも認知症や障がい、同居の家族が支援できないなど、特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難と認められる場合は、特例的に入所できます。

日常生活に常時介護が必要で、自宅では介護が困難な高齢者が入所します。食事、入浴、排泄などの日常生活の介護や機能訓練、健康管理が受けられます。この中には従来の多床室中心の施設と、個室、ユニットケアの施設があります。



■サービス費用のめやす 多床室の場合

要介護1	18,738円
要介護2	20,961円
要介護3	23,283円
要介護4	25,506円
要介護5	27,697円

介護老人保健施設（老人保健施設）

病状が安定し、治療よりは看護や介護に重点を置いたケアが必要な高齢者が入所します。医学的な管理のもとで、日常生活の介護や機能訓練が受けられます。

■サービス費用のめやす 多床室の場合

要介護1	25,768円
要介護2	27,338円
要介護3	29,365円
要介護4	31,033円
要介護5	32,799円



施設に入所する

介護療養型医療施設（療養病床等）

急性期の治療が終わり、長期の療養を必要とする高齢者が入所します。医療、看護、介護などが受けられます。



■サービス費用のめやす 多床室の場合

要介護1	22,433円
要介護2	25,539円
要介護3	32,112円
要介護4	34,989円
要介護5	37,475円

介護医療院（平成30年4月から創設）

急性期の治療は終わったものの、医学的管理のもとで長期療養が必要な人のための医療機関の病床です。生活の場としての機能も兼ね備え、日常生活上の支援をします。



■サービス費用のめやす 多床室の場合

要介護1	26,978円
要介護2	30,542円
要介護3	38,292円
要介護4	41,562円
要介護5	44,538円

■基準費用額：施設における居住費・食費の平均的な費用を勘案して定める額（1日当たり）

- 居住費：ユニット型個室 2,006円
ユニット型個室的多床室 1,668円
従来型個室 1,668円（介護老人福祉施設と短期入所生活介護は1,171円）
多床室 377円（介護老人福祉施設と短期入所生活介護は855円）
- 食費：1,445円

※厚生労働省資料による

※利用者負担は施設と利用者間で契約により決められます。

施設サービスの費用

介護保険施設に入所した場合には、①原則としてサービス費用の1割、2割または3割、②居住費、③食費、④日常生活費を利用者が負担します。

※短期入所サービスの滞在費、食費と、通所サービスの食費も全額利用者の負担となります。

負担限度額認定制度（P30）

低所得の人には申請により居住費、食費の負担が一定の限度額までとなる負担限度額制度があります。通所介護サービス、特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）は対象となりません。有効期間は申請された月の初日からになります。

※P30「利用者負担の軽減について」をご確認ください。

地域密着型サービス

※原則として他区市町村のサービスは利用できません。

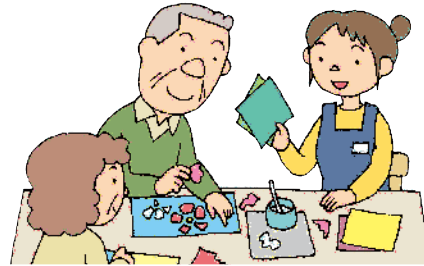
認知症をはじめ、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続するためには、身近な日常生活圏域ごとにサービスの拠点をつくり、支援していく必要があります。そこで、要支援1・2、要介護1～5の人のために大田区が地域の实情に合わせて事業者の指定および指導監督を行う、「地域密着型サービス」を提供していきます。

※「サービス費用のめやす」は1割負担での金額です。
 ※「サービス費用のめやす」以外に諸費用がかかることがあります。

認知症の高齢者が通所して利用する

予介 (介護予防) 認知症対応型通所介護

認知症高齢者を対象に食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りでを行います。



■サービス費用のめやす
併設型の事業所の場合(7時間以上8時間未満)

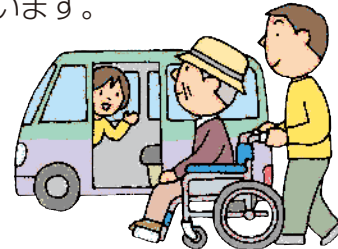
要支援1	856円
要支援2	957円
要介護1	991円
要介護2	1,096円
要介護3	1,204円
要介護4	1,311円
要介護5	1,417円

※入浴などは加算あり

住み慣れた地域で通所して利用する

介 地域密着型通所介護

定員18人以下の小規模な通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りでを行います。



■サービス費用のめやす
(7時間以上8時間未満)

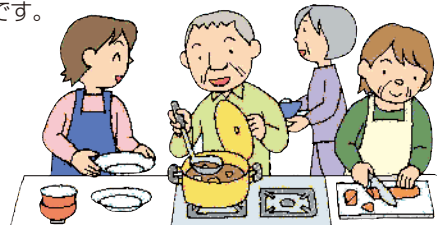
要介護1	818円
要介護2	967円
要介護3	1,121円
要介護4	1,274円
要介護5	1,426円

認知症の高齢者が在宅に近い暮らしをする

予2* 介 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)

認知症高齢者がスタッフの介護を受けながら少人数で共同生活する住宅(グループホーム)です。家庭的な環境と地域住民との交流のもと、住み慣れた環境で生活することを目的とします。

※要支援2の人が対象です。



■サービス費用のめやす
ユニット数1の場合(1日につき)

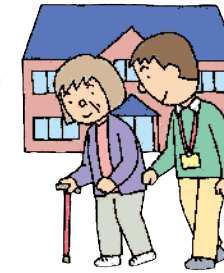
要支援2	829円
要介護1	833円
要介護2	872円
要介護3	897円
要介護4	916円
要介護5	936円

※「サービス費用のめやす」は1割負担での金額です。

「通所」「訪問」「宿泊」を組み合わせる

予介 (介護予防) 小規模多機能型 居宅介護

「通所」を中心に、ご本人の状況や希望に応じて、「宿泊」「訪問(介護)」といったサービスを組み合わせ、自宅で継続して生活するために必要な支援を行います。



■サービス費用のめやす 同一建物居住者以外の場合
【月単位の定額】

要支援1	3,817円
要支援2	7,713円
要介護1	11,570円
要介護2	17,003円
要介護3	24,735円
要介護4	27,299円
要介護5	30,100円

介 看護小規模多機能型居宅介護

「通所」を中心に、ご本人の状況や希望に応じて、「宿泊」「訪問(介護、看護)」といったサービスを組み合わせ、自宅で継続して生活するために必要な支援を行います。

■サービス費用のめやす 同一建物居住者以外の場合
【月単位の定額】

要介護1	13,807円
要介護2	19,318円
要介護3	27,156円
要介護4	30,800円
要介護5	34,839円

在宅に近い暮らしをする

介 地域密着型特定施設入居者生活介護

指定を受けた定員29人以下の介護専用型有料老人ホーム等に入居している高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供します。



■サービス費用のめやす (1日につき)

要介護1	591円
要介護2	664円
要介護3	741円
要介護4	811円
要介護5	887円

夜でも安心して利用する

介 夜間対応型訪問介護

夜間に安心して在宅生活を送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護です。



■サービス費用のめやす
【月単位の定額(基本+実績(随時訪問分))】

基本料金	1,169円
随時訪問1回につき	671円

24時間利用する

介 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中、夜間(深夜、早朝)を問わず、介護サービスと看護サービスが連携をとりながら定期の巡回や随時の通報により訪問し、必要に応じて入浴、排泄、食事等の介護や療養上の世話、診療の補助を行います。



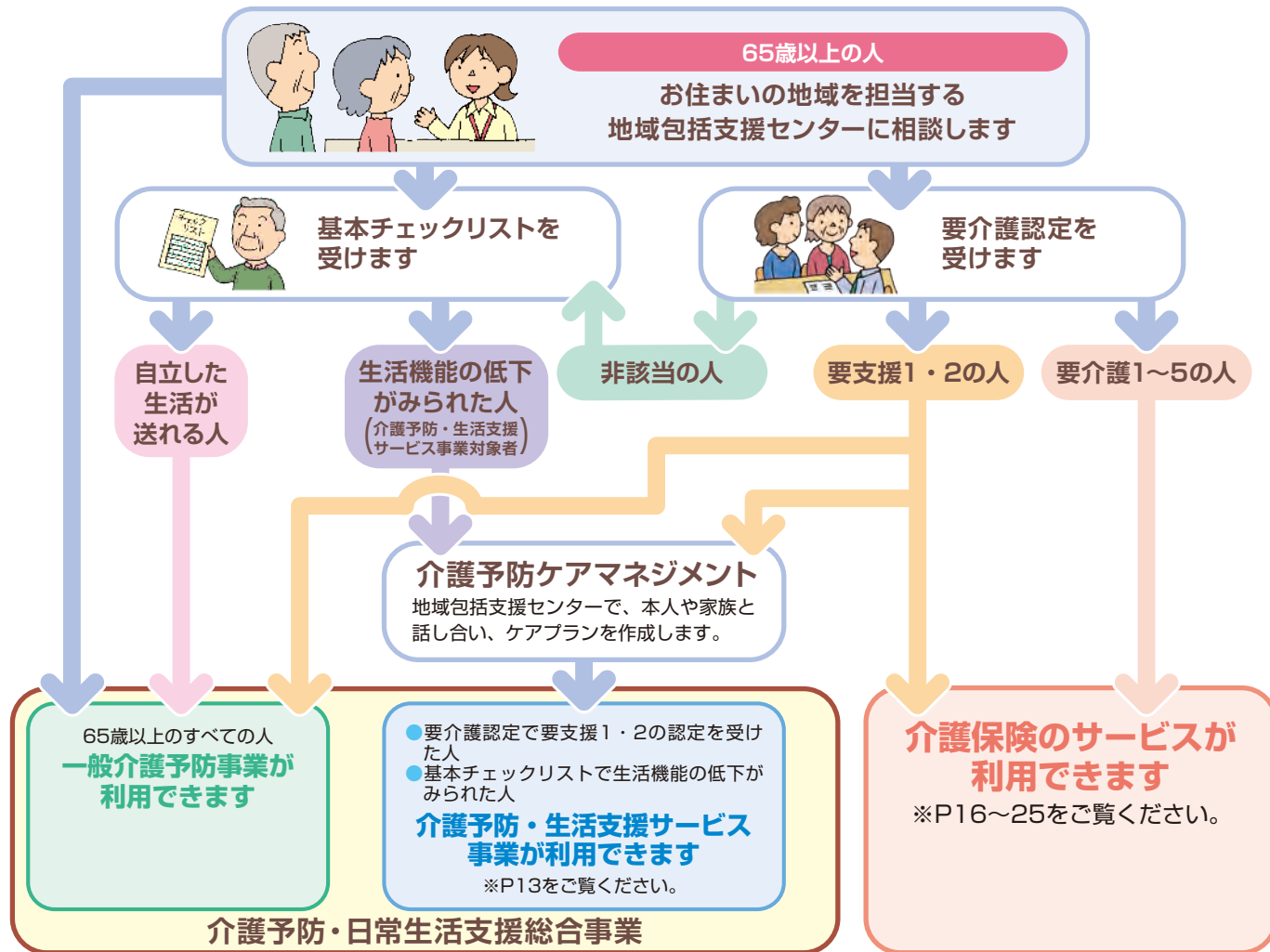
■サービス費用のめやす
【月単位の定額】

	一体型		連携型
	介護と看護を利用する人	介護のみ利用する人	
要介護1	9,476円	6,495円	6,495円
要介護2	14,803円	11,592円	11,592円
要介護3	22,596円	19,247円	19,247円
要介護4	27,855円	24,347円	24,347円
要介護5	33,746円	29,445円	29,445円

※連携型で訪問看護を利用する場合は、別途訪問看護費がかかります。

自分らしい生活を続けるために

介護保険・総合事業サービス利用の手順



介護予防・日常生活支援総合事業は、高齢者の介護予防と日常生活の支援を目的とした事業で、「一般介護予防事業」と「介護予防・生活支援サービス事業」があります。要介護認定を受けていなくても、必要と判断されればサービスが利用できます。まずは、お住まいの地域を担当する地域包括支援センターにご相談ください (P37)。

かいはげん用語 地域包括支援センターとは

地域包括支援センターは、高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点です。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、高齢者本人や家族、地域住民、ケアマネジャーなどから相談を受け、適切な機関と連携して解決に努め、地域の高齢者や家族を支えます。介護にかかわる悩みや不安、疑問などがあるときはお近くの地域包括支援センターにご相談ください。

介護保険以外の高齢者福祉サービス

介護保険以外の高齢者福祉サービスのご案内

介護保険の要介護4・5を受けた方が対象の高齢者福祉サービス	問い合わせ先
家族介護者支援ホームヘルプサービス 在宅で介護している家族をサポートするために、身体介護や生活援助のためのヘルパーを派遣します。	お住まいの地域を担当する地域包括支援センター
介護保険の要介護3・4・5を受けた方が対象の高齢者福祉サービス	問い合わせ先
避難行動要支援者名簿の登録 地震などの災害が起きたときに、自力で避難することが難しい高齢者の方等を対象に避難行動要支援者名簿への登録を勧めています。災害時の安否確認や避難支援での活用はもちろん、普段からの備えや、地域の防災訓練などに役立てます。	高齢福祉課 03-5744-1430
寝台自動車利用料金の助成 [65歳以上の常時ねたきりの方] ショートステイの利用や入退院などで寝台自動車を利用する時に、利用料金の一部を助成します。	お住まいの地域を担当する地域包括支援センター
出張理髪・美容 [65歳以上の常時ねたきりの方] 理・美容師がご自宅に伺い、理・美容を受けることができる利用券を支給します。	お住まいの地域を担当する地域包括支援センター
健康回復 (はり・きゅう・マッサージ) [65歳以上の常時ねたきりの方] 施術師がご自宅に伺うか、治療院ではり・きゅう・マッサージを受けることができる利用券を支給します。	お住まいの地域を担当する地域包括支援センター
介護保険の認定にかかわらず、必要に応じて受けられる高齢者福祉サービス	問い合わせ先
ねたきり高齢者訪問歯科支援 歯や入れ歯の具合、食べる機能 (飲み込みにくい・むせるなど) について不安があるねたきり高齢者に対して、訪問による歯科健康診査及び摂食えん下機能健診を行います。事前に歯科衛生士が口腔の状態等を確認し、その後歯科医師が訪問診査を行います。 ○費用：無料 (治療が必要な場合は、健康保険による自己負担)	地域福祉課 高齢者地域支援担当 お住まいの地域を担当する地域包括支援センター
在宅高齢者等訪問相談事業 専門職が、家庭における療養や介護方法、運動・栄養・口腔等に関する相談に応じます。	
紙おむつ等の支給 区内に住所を有し、現に居住し要介護3~5と認定され失禁のため紙おむつを必要とする方及び要介護2以下と認定され、傷病により医師が必要と認めた方が対象となります。(介護保険施設入所の方、生活保護受給中の方、障害者総合支援法の日常生活用具の紙おむつ給付等を受けられる方は除く)	○65歳以上の人 お住まいの地域を担当する地域包括支援センター ○40歳~64歳の人 地域福祉課 高齢者地域支援担当
高齢者見守りキーホルダー [65歳以上の方] ご自分の緊急連絡先や医療情報などを区に登録し、登録番号が入ったキーホルダーとマグネットを受け取ります。キーホルダーを常に身に付けておくことで、外出先で突然の変調により救急搬送・保護された際に、医療機関や警察からの照会に対し、24時間体制で迅速に情報提供ができます。	お住まいの地域を担当する地域包括支援センター

自分らしい生活を続けるために

介護保険以外の高齢者福祉サービス

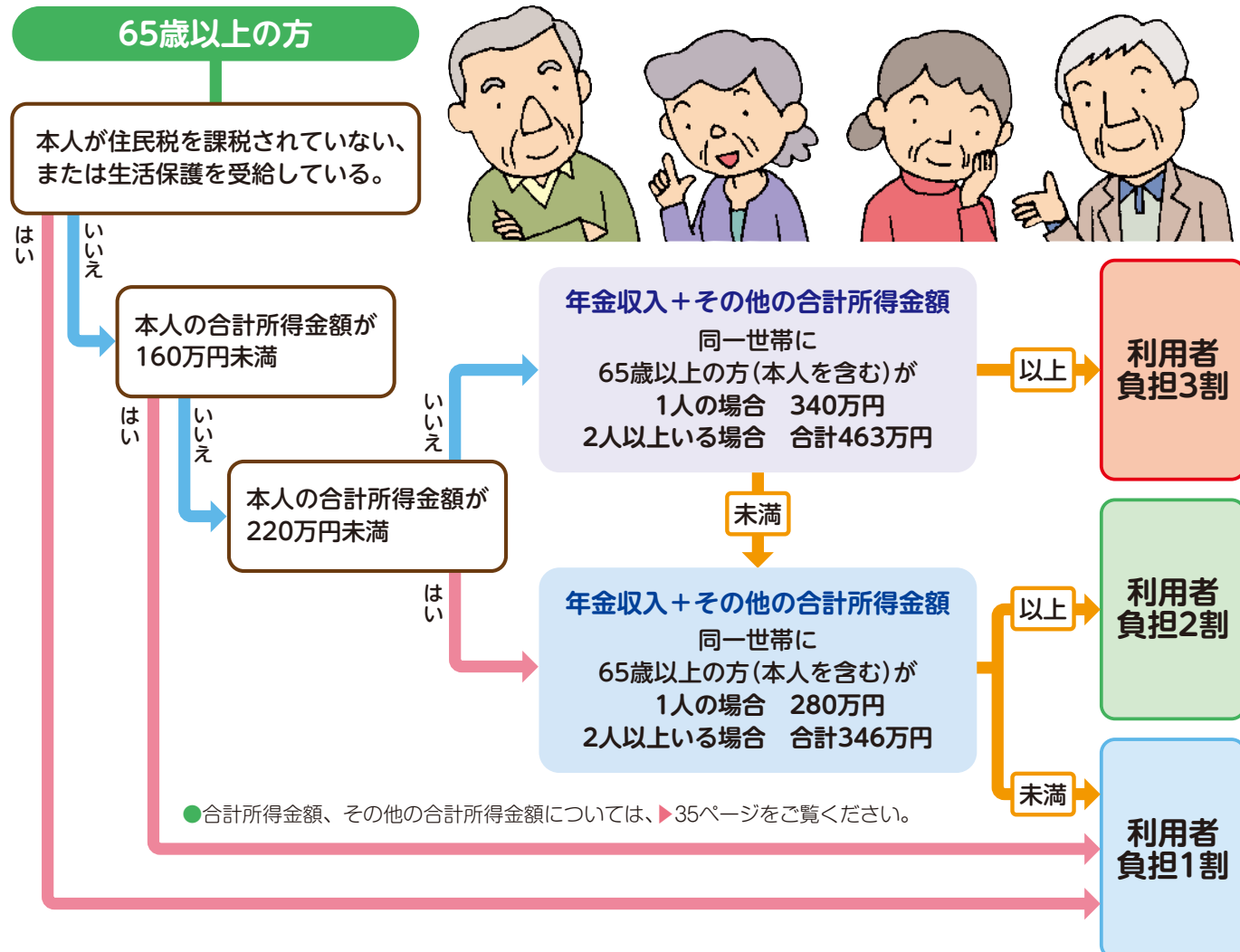
利用者負担について

介護サービスを利用したときは、費用の1割、2割または3割を負担します

ケアプランにもとづいてサービスを利用するとき、みなさまがサービス事業者を支払うのは、原則としてかかった費用の1割です。一定以上所得者は費用の2割または3割を支払います。ただし、第2号被保険者は、所得にかかわらず1割です。

利用者負担の割合の決まり方

利用者本人と、同じ世帯にいる65歳以上の人の所得により決まります。利用者負担の割合は、区から交付される「介護保険負担割合証」に記載されています。



※高額介護サービス費の支給による負担上限があるため、2割または3割対象者すべてが2倍または3倍の負担になるわけではありません。
 ※住民税の所得更正や世帯員の増減、65歳到達等により負担割合が年度途中で変更になったり、月を遡って変更になる場合があります。

介護保険負担割合証に記載された内容を確認しましょう

要介護・要支援認定や事業対象者には、利用者負担の割合が記載された「介護保険負担割合証」が交付されます。サービスを利用するときには介護保険の保険証と一緒に提示してください。

住所・氏名など

住所・氏名・生年月日などを確認しましょう。

負担割合を確認しましょう

自己負担の割合（1～3割）が記載されます。

適用期間を確認しましょう

適用期間は1年間で、毎年更新します。（8月1日～翌年7月31日）

転入された方や初めて介護の認定を受ける方は、開始日が8月1日と異なる場合があります。

お問い合わせは：介護保険課 資格・保険料担当 ☎5744-1491

利用者負担が高額になったとき

1か月の利用者負担の合計が一定額（上限額）を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として支給されます（同じ世帯内に複数の利用者がある場合には、世帯合計額）。該当する人には、大田区がお知らせと申請書をお送りします（申請書は初回のみ提出となります）。支給までに生活に支障のある人には、貸付制度もあります。

所得段階	所得区分	上限額
第1段階	①生活保護受給者・中国残留邦人等支援給付の受給者	①個人 15,000円
	②15,000円への減額により生活保護の被保護者とならない場合	②世帯 15,000円
	③特別区民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者	③世帯 24,600円 個人 15,000円
第2段階	●特別区民税世帯非課税で「公的年金等収入額+その他の合計所得金額」が80万円以下である場合	世帯 24,600円 個人 15,000円
第3段階	●特別区民税世帯非課税 ●24,600円への減額により生活保護の被保護者とならない場合	世帯 24,600円
第4段階	①特別区民税課税世帯～課税所得380万円（年収約770万円）未満	①世帯 44,400円
	②課税所得380万円（年収約770万円）以上～同690万円（同約1,160万円）未満	②世帯 93,000円
	③課税所得690万円（年収約1,160万円）以上	③世帯140,100円

医療保険と介護保険の利用者負担が高額になったときは

1年間（8月～翌年7月末）の医療保険と介護保険における自己負担の合算額が著しく高額となる場合に、負担を軽減する仕組みとして高額医療・高額介護合算制度が設けられています。

この制度の申請窓口は、7月31日時点で加入する医療保険となっていますので、詳細は各医療保険へお問い合わせください。

限度額一覧

所得区分 (基礎控除後の 総所得金額等)	国保+介護保険の場合 (70歳未満の人が いる世帯)	所得区分	70～74歳の人が いる世帯	後期高齢者医療制度+ 介護保険の場合
901万円超	212万円	課税所得 690万円以上	212万円	212万円
600万円超 901万円以下	141万円	課税所得 380万円以上	141万円	141万円
210万円超 600万円以下	67万円	課税所得 145万円以上	67万円	67万円
210万円以下	60万円	一般	56万円	56万円
住民税 非課税世帯	34万円	住民税 非課税世帯Ⅱ	31万円	31万円
		住民税 非課税世帯Ⅰ	19万円	19万円

※被用者保険加入者は、所得区分が異なります。

介護保険からはこの申請に必要な1年間の介護（予防）サービス費の自己負担額を示す介護保険自己負担額証明書の交付を行います※1。

※1 申請年度の7月31日に加入されている医療保険（被保険者が死亡などの場合は、医療保険の資格喪失日時点）が、東京都後期高齢者医療制度（住所が大田区の人のみ）または大田区国民健康保険の場合は、介護保険の自己負担額証明書は必要ありません。

利用者負担の軽減について

●負担限度額認定制度

介護保険施設への入所や短期入所サービス（ショートステイ）を利用した場合の食費、居住費の利用者負担軽減制度です。下表に該当する場合は、介護保険課へ申請してください。（有効期間は申請された月の初日からになります。）**本人、配偶者（別世帯を含む）および世帯全員が特別区民税非課税であることが前提となります。**

利用者負担段階	対象者※1
第1段階	老齢福祉年金受給者、生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付の受給者
第2段階	本人の収入額※2が80万円以下であって預貯金等の資産が650万円以下の方（夫婦の場合は1,650万円以下）
第3段階①	本人の収入額※2が80万円超120万円以下であって預貯金等の資産が550万円以下の方（夫婦の場合は1,550万円以下）
第3段階②	本人の収入額※2が120万円を超える方で、預貯金等の資産が500万円以下の方（夫婦の場合は1,500万円以下）

※1 第2号被保険者、老齢福祉年金受給者についての資産要件は1,000万円（夫婦の場合2,000万円）以下です。

※2 収入額とは、本人の合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金（遺族年金・障害年金）収入額のこと。

■1日当たりの負担限度額

	食費 (入所・入院)	食費 (ショートステイ)	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室 (特養等)	従来型個室 (老健・療養等)	多床室
第1段階	300円	300円	820円	490円	320円	490円	0円
第2段階	390円	600円	820円	490円	420円	490円	370円
第3段階①	650円	1,000円	1,310円	1,310円	820円	1,310円	370円
第3段階②	1,360円	1,300円	1,310円	1,310円	820円	1,310円	370円

●課税層に対する特例減額措置

利用者負担段階が第1段階～第3段階②以外でも、高齢夫婦世帯等で一方が介護保険施設に入った場合、一定の要件を満たせば第3段階②とみなして施設での居住費・食費を減額することができます。減額の要件として、世帯の年間収入が施設の利用者負担を除き80万円以下、世帯の預貯金の額が450万円以下などの項目があります。

●境界層該当措置

福祉事務所（お住まいの地域を担当する地域庁舎生活福祉課）において、「境界層該当証明書」が交付された方については、「境界層該当証明書」の内容に基づき居住費・食費の減額、保険料の減額等を受けることができます。

生計困難な人への利用者負担軽減制度

生計困難な人が、**軽減制度を取り扱っている事業者で対象のサービスを利用した場合**に、介護サービス費や居住費、食費の利用者負担額を軽減します。軽減を受けるためには、介護保険課へ申請し「確認証」の交付を受ける必要があります。

対象者

特別区民税非課税世帯で、次の①から⑤のすべての要件を満たしている人

- ①世帯の年間収入が基準収入額以下
- ②世帯の預貯金額（有価証券、債権等を含む）が基準貯蓄額以下
- ③世帯がその居住用に供する家屋、その他日常生活のために必要な資産以外に利用できる資産を所有していない
- ④負担能力のある親族（別世帯含む）などに扶養されていない
- ⑤介護保険料を滞納していない

●申請に必要なもの

- ①軽減対象確認申請書
- ②収入及び預貯金申告書
- ③資産及び扶養の有無に関する申告書
- ④介護保険被保険者証
- ⑤世帯全員の年収がわかるもの（公的年金等の源泉徴収票等）
- ⑥世帯全員の資産がわかるもの（預貯金通帳など）

■基準収入額・貯蓄額

世帯員数	世帯の年間収入額	世帯の預貯金額
1人	150万円	350万円
2人	200万円	450万円
3人	250万円	550万円

※世帯員が1人増えるごとに年間収入額に50万円預貯金額に100万円を加算

●生計困難な人に対する認知症グループホーム家賃等助成制度

生計困難な人が、この制度を利用することのできる認知症グループホームに入居する場合、家賃等の助成を受けることができます。

●災害などで自己負担の支払いが困難なとき

災害その他特別な事情により、自己負担の支払いが困難な時は、自己負担額が減免される場合があります。

お問い合わせは：介護保険課 給付担当 ☎5744-1622

保険料の 決め方と納め方

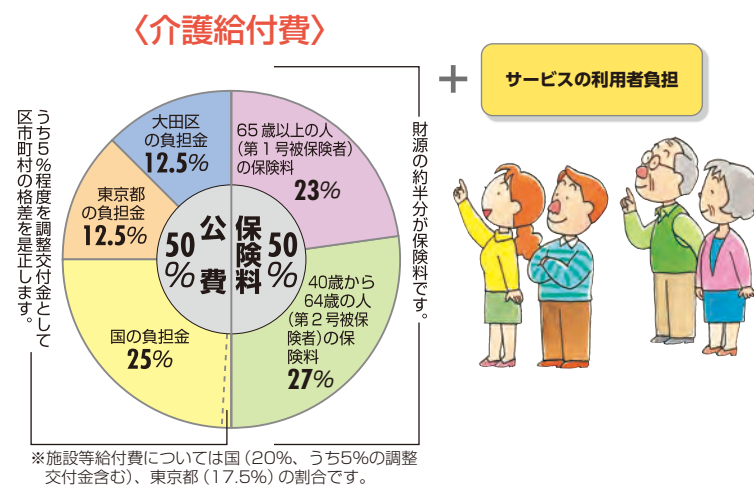
保険料を納めて みんなで介護を 支えます

介護保険は、40歳以上のみなさまに納めていただく保険料と公費を財源に運営しています。保険料は介護保険の大切な財源です。必ず納めましょう。

●介護保険の財源

介護保険の財源は、利用者が負担する分を除き、国や自治体の負担金と、40歳以上の人から納める保険料でまかなわれます。

保険料の負担割合は、40歳から64歳の第2号被保険者負担分が27%、65歳以上の第1号被保険者負担分が23%となっています。



保険料を納めないでいると…

◆サービスを利用するときに滞納していた期間に応じて、次のような制限を受けます。

保険料を1年以上滞納すると……
利用者が費用の全額をいったん自己負担し、申請によりあとで保険給付分が支払われます。

1年6か月以上滞納すると……
保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなります。滞納が続くと、差し止められた保険給付から滞納保険料が差し引かれる場合があります。

2年以上滞納すると……
利用者負担が3割または4割に引き上げられたり、高額介護サービス費等の支給が受けられなくなります。
※高額介護サービス費等とは…
①高額介護サービス費 ②高額介護予防サービス費 ③特定入所者介護サービス費 ④特例特定入所者介護サービス費 ⑤特定入所者介護予防サービス費 ⑥特例特定入所者介護予防サービス費 ⑦高額医療合算介護サービス費 ⑧高額医療合算介護予防サービス費

以上のように、介護保険料に納期から1年以上滞納している月が1か月でもあると、サービスを利用するときに制限を受けることがあります。また、滞納処分を行う場合があります。保険料の納め忘れがあるようでしたら、すでにお送りしてある納付書で、お近くの金融機関、郵便局、コンビニエンスストア、特別出張所、区役所で納めてください。お手元に納付書がないときは、介護保険課にご連絡ください。

災害などの特別な事情で一時的に保険料が納められなくなったときには、徴収の猶予等があります。介護保険課の窓口までご相談ください。

保険料納付についてのお問い合わせは：
介護保険課 収納担当 ☎5744-1492
サービスの利用についてのお問い合わせは：
介護保険課 給付担当 ☎5744-1622

40歳から64歳の人(第2号被保険者)の保険料

40歳から64歳の人(第2号被保険者)の保険料の額は、加入している医療保険ごとに決められ、医療保険料と一括して納めます。

●大田区国民健康保険に加入している人

決め方

保険料は国民健康保険料と同様に、世帯ごとに決められます。

$$\text{均等割} + \text{所得割} = \text{介護保険料}$$

世帯の第2号被保険者数に応じて計算

世帯の第2号被保険者の所得額に応じて計算

お問い合わせは：国保年金課 国保資格係 ☎5744-1210



●職場の医療保険に加入している人

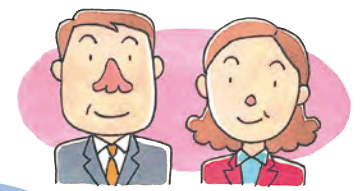
決め方

医療保険ごとに設定される介護保険料率と、給与(標準報酬月額)および賞与(標準賞与額)に応じて決められます。

$$\text{給与および賞与} \times \text{介護保険料率} = \text{介護保険料}$$

※40歳から64歳の被扶養者の保険料も含まれています。
※原則として事業主が半分を負担します。

※保険料の計算方法などの詳細については、加入している健康保険組合などにお問い合わせください。



65歳になると納め方が変わります

65歳以上の方は所得段階に応じた保険料を大田区に納めます。

40歳から64歳

医療保険料、介護保険料 → 国民健康保険料や職場の社会保険料として納めます。

65歳から74歳

医療保険料 → 国民健康保険料や職場の社会保険料として納めます。
介護保険料 → 介護保険料として個別に納めます。

75歳以上

医療保険料 → 後期高齢者医療保険料として納めます。
介護保険料 → 介護保険料として個別に納めます。

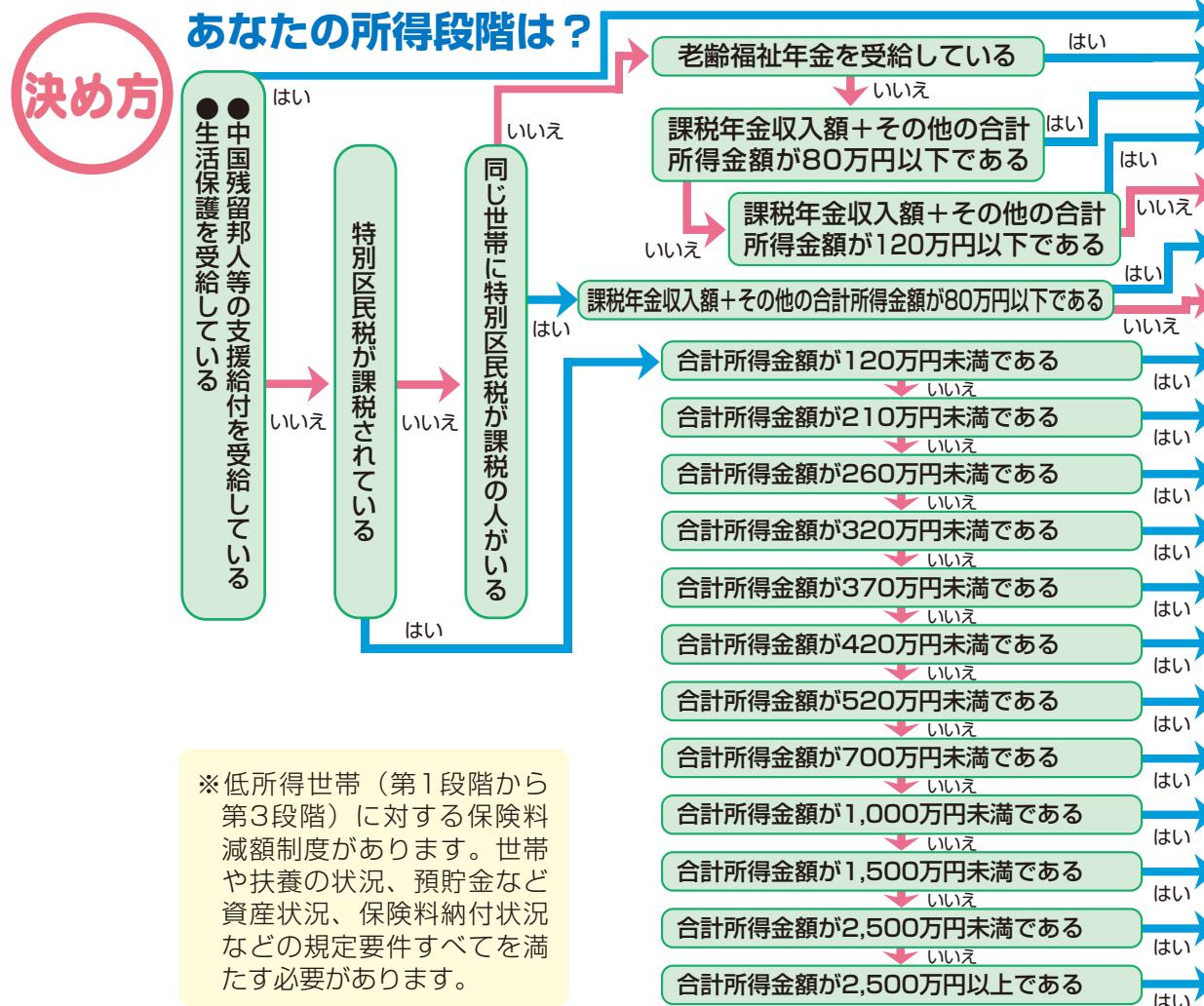
お問い合わせは：介護保険課 資格・保険料担当 ☎5744-1491

65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料

大田区における介護サービス費用の総額（利用者負担分を除く）の23%分をもとにして、65歳以上の人々の保険料の基準額が決まります。保険料はひとりひとり個別に納めていただきます。令和3～5年度に適用する保険料です。3年に1度見直されます。

$$\text{基準額(月額)} = \frac{\text{介護サービス費用の総額(利用者負担分を除く)の23\%}}{\text{区の第1号被保険者数}} \div 12\text{か月}$$

この基準額をもとに、低所得の人にも配慮した、所得段階別の保険料が決められます。



段階	対象者	基準額に対する比率	保険料年額(月額)
第1段階	①生活保護の受給者 ②老齢福祉年金受給者で世帯全員が特別区民税非課税 ③中国残留邦人等支援給付の受給者 ④世帯全員が特別区民税非課税で、本人の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下	0.25	18,000円(1,500円)
第2段階	世帯全員が特別区民税非課税で、本人の課税年金収入額+その他の合計所得金額が120万円以下で、第1段階に該当しない	0.40	28,800円(2,400円)
第3段階	世帯全員が特別区民税非課税で、第1・2段階に該当しない	0.65	46,800円(3,900円)
第4段階	本人が特別区民税非課税(同じ世帯の方が特別区民税課税)で、本人の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下	0.82	59,040円(4,920円)
第5段階(基準額)	本人が特別区民税非課税(同じ世帯の方が特別区民税課税)で、第4段階に該当しない	1.00	72,000円(6,000円)
第6段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が120万円未満	1.10	79,200円(6,600円)
第7段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満	1.25	90,000円(7,500円)
第8段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が210万円以上260万円未満	1.50	108,000円(9,000円)
第9段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が260万円以上320万円未満	1.60	115,200円(9,600円)
第10段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が320万円以上370万円未満	1.80	129,600円(10,800円)
第11段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が370万円以上420万円未満	1.90	136,800円(11,400円)
第12段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満	2.00	144,000円(12,000円)
第13段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が520万円以上700万円未満	2.35	169,200円(14,100円)
第14段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が700万円以上1,000万円未満	2.65	190,800円(15,900円)
第15段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満	2.95	212,400円(17,700円)
第16段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が1,500万円以上2,500万円未満	3.25	234,000円(19,500円)
第17段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が2,500万円以上	3.55	255,600円(21,300円)

※表中の「特別区民税」は、東京23区以外の場合「市町村民税」にあたります。
 ※表中の「課税年金収入額」は、特別区民税の課税対象とされる公的年金等の収入です。

年金額によって納め方は2種類に分かれています。

納め方

年金の年額が18万円以上の人(月額1万5,000円以上の人)

特別徴収で納めます。

年金の定期払い(年6回)の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。
 ※特別徴収の対象の年金は、老齢基礎年金、退職年金、障害年金及び遺族年金で、単独で18万円以上の場合のみです。

年金の年額が18万円未満の人(月額1万5,000円未満の人)

普通徴収で納めます。

大田区がお送りする納付書で金融機関、郵便局、コンビニエンスストア、特別出張所、区役所で納めてください。口座振替、モバイルレジもご利用になれます。

※モバイルレジによる納付方法

納付書に印刷されたバーコードをスマートフォンで読み取り、モバイルバンキングに接続することで、外出せずに納めることができます。取扱いできる金融機関、使用できる携帯電話など詳細は大田区ホームページを参照してください。

**普通徴収の人は
口座振替が
便利です**

※口座振替依頼書は介護保険課からお送りします。

※公費による低所得者負担軽減強化により、第1段階から第3段階の保険料率が軽減されています。
 ※表中の「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から公的年金等に係る所得を除いた所得金額です。
 ※表中の「合計所得金額」とは、年金や給与などの収入金額からそれぞれの必要経費に相当する金額を控除した所得金額の合計で、所得控除(扶養控除、医療費控除等)や損失の繰越控除をする前の金額をいいます。ただし、介護保険料の算定には租税特別措置法に規定される長期・短期譲渡所得に係る特別控除がある場合、特別控除額を控除した後の金額を用います。
 ※介護保険料算定の特例として、「その他の合計所得金額」に給与所得が含まれている場合、給与所得から最大10万円を控除した金額を用います。また、「合計所得金額」に給与又は公的年金等に係る所得が含まれている場合、給与又は公的年金等に係る所得の合計額から最大10万円を控除した金額を用います。

こんなときは普通徴収になります

年金の年額が18万円以上の人でも、次の場合などは普通徴収で保険料を納めます。

- 年度の途中で65歳(第1号被保険者)となったとき
- 年度の途中で他の区市町村から転入したとき
- 年度の途中で保険料が減額になったとき

年度途中で65歳になった人や、他の区市町村から転入してきた人などについては、特別徴収へ切り替える場合は通知いたします。

保険料の額についてのお問い合わせは：介護保険課 資格・保険料担当 ☎5744-1491
 保険料納付についてのお問い合わせは：介護保険課 収納担当 ☎5744-1492

保険料の決め方と納め方

税金の控除

1月～12月に納めた介護保険料や介護サービスの利用料などで、所得税・住民税の所得控除が受けられる場合があります。くわしくはお問い合わせください。

控除の種類	内 容	問い合わせ先								
社会保険料控除	介護保険料は、納付額が社会保険料控除の対象となります。	介護保険課 収 納 担 当 5744-1492								
障害者控除・ 特別障害者控除	<p>障害者控除の対象となる方 下記の認定基準に該当する方へ障害者控除対象者認定書を交付いたします。認定は、障害者控除の適用を受ける年の12月31日現在における身体状況等に基づき行います。 なお、要介護認定を受けていても、65歳未満の方は対象となりません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>認 定</th> <th>認定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I 重度身体障害者(1級、2級)に準ずる者</td> <td>要介護3・4・5に認定されており、かつ、主治医意見書等により「障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)」がランクB、Cとみなされる者</td> </tr> <tr> <td>II 知的障害者(重度)等に準ずる者</td> <td>要介護3・4・5に認定されており、かつ、主治医意見書等により「認知症高齢者の日常生活自立度」がランクIV、Mとみなされる者</td> </tr> <tr> <td>III 寝たきり高齢者</td> <td>要介護3・4・5に認定されており、かつ、主治医意見書等により「障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)」がランクB、Cとみなされる者のうち、その状態が6か月以上にわたる者</td> </tr> </tbody> </table>	認 定	認定基準	I 重度身体障害者(1級、2級)に準ずる者	要介護3・4・5に認定されており、かつ、主治医意見書等により「障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)」がランクB、Cとみなされる者	II 知的障害者(重度)等に準ずる者	要介護3・4・5に認定されており、かつ、主治医意見書等により「認知症高齢者の日常生活自立度」がランクIV、Mとみなされる者	III 寝たきり高齢者	要介護3・4・5に認定されており、かつ、主治医意見書等により「障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)」がランクB、Cとみなされる者のうち、その状態が6か月以上にわたる者	住所を所管する 地域庁舎 地域福祉課 高齢者地域支援担当
	認 定	認定基準								
	I 重度身体障害者(1級、2級)に準ずる者	要介護3・4・5に認定されており、かつ、主治医意見書等により「障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)」がランクB、Cとみなされる者								
	II 知的障害者(重度)等に準ずる者	要介護3・4・5に認定されており、かつ、主治医意見書等により「認知症高齢者の日常生活自立度」がランクIV、Mとみなされる者								
	III 寝たきり高齢者	要介護3・4・5に認定されており、かつ、主治医意見書等により「障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)」がランクB、Cとみなされる者のうち、その状態が6か月以上にわたる者								
I 身体障害者(3級～6級)に準ずる者	要支援又は要介護に認定されており、かつ、主治医意見書等により「障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)」がランクA以上とみなされる者 ※但し、特別障害者に準ずる者を除く	大森地域福祉課 高齢者地域支援担当 5764-0658								
II 知的障害者(中度・軽度)等に準ずる者	要支援又は要介護に認定されており、かつ、主治医意見書等により「認知症高齢者の日常生活自立度」がランクII以上とみなされる者 ※但し、特別障害者に準ずる者を除く	調布地域福祉課 高齢者地域支援担当 3726-6031								
		蒲田地域福祉課 高齢者地域支援担当 5713-1508								
		糀谷・羽田地域福祉課 高齢者地域支援担当 3741-6525								
医療費控除	常時おむつを必要とする寝たきりの高齢者のおむつ費用が控除できます。医師が発行する「おむつ使用証明書」と領収書が必要です。前年に控除を受け、介護保険法の要介護認定を申請した人は、「おむつ使用証明書」の代わりに問い合わせ先で発行する「確認書」で申告できる場合があります。	介護保険課 管 理 担 当 5744-1359								
	介護保険サービスに関わる自己負担額が控除できます。ただし、控除の対象となるサービスと対象とならないサービスがあります。対象となるサービスをご利用の場合、領収書に医療費控除対象額が記載されていますのでご確認ください。くわしくはお問い合わせください。また、高額介護サービス費が支給された金額は対象になりません。 ※対象となるサービスの一覧は、大田区のホームページで閲覧できます。	介護保険課 給 付 担 当 5744-1622								

地域包括支援センター一覧

介護保険の認定申請(原則65歳以上で初回の人)や区の高齢者サービスに関するお問い合わせは、お住まいの地域を担当する下記の地域包括支援センターへ

No.	地域包括支援センター				お住まいの地域	
	名称	所在地	電話番号	FAX番号	特別出張所	担当地域
1	大森	大森西2-16-2 区民活動支援施設大森(こらぼ大森)内	5753-6331	5753-6332	大森西	大森西1～7丁目
2	平和島	大森東1-31-3-105 大森東地域センター内	5767-1875	5767-1876		大森中1丁目1～21、2丁目1～12・19～24、3丁目1～5・9～36、大森東1～3丁目、大森本町1丁目9～11、2丁目、平和の森公園
3	入新井	大森北3-24-27 入新井老人いこいの家内	3762-4689	3762-7465	入新井	特別出張所管内
4	馬込	中馬込1-19-1-101	5709-8011	5709-8014	馬込	北馬込1・2丁目、中馬込1～3丁目、西馬込1・2丁目、東馬込1丁目1～32、南馬込1丁目1～4・6・7
5	南馬込	南馬込3-13-12	6429-7651	6429-7652		東馬込1丁目33～50、東馬込2丁目、南馬込1丁目5・8～60、南馬込2～5丁目、馬込特別出張所管内の南馬込6丁目
6	徳持	池上7-10-5	5748-7202	5748-7232	池上	特別出張所管内
7	新井宿 (大森医師会)	中央1-21-6 新井宿特別出張所2階	3772-2415	3772-2472	新井宿	特別出張所管内
8	嶺町	田園調布本町7-1 嶺町特別出張所2階	5483-7477	5483-7488	嶺町	特別出張所管内
9	田園調布	田園調布1-30-1 田園調布特別出張所2階	3721-1572	5755-5707	田園調布	特別出張所管内
10	たまがわ	下丸子4-23-1 特別養護老人ホームたまがわ内	5732-1026	5732-1027	鶴の木	特別出張所管内
11	久が原	仲池上2-24-8 特別養護老人ホーム池上となり	5700-5861	5700-5841	久が原	特別出張所管内
12	上池台	上池台5-7-1 特別養護老人ホーム好日苑内	3748-6138	3748-6139	雪谷	特別出張所管内
13	千束 (田園調布医師会)	石川町2-7-1 田園調布医師会館3階	3728-6673	3728-6735	千束	特別出張所管内
14	六郷	仲六郷2-44-11 六郷地域力推進センター2階	5744-7770	5744-7780	六郷	南六郷1～3丁目、東六郷1～3丁目、仲六郷1～4丁目、南蒲田2丁目23・28～30番
15	西六郷	西六郷3-1-7 プライドシティ大田六郷1階	6424-9711	6424-9661		西六郷1～4丁目
16	やぐち	矢口1-23-12 特別養護老人ホームゴールデン鶴亀ホーム内	5741-3388	3758-4411	矢口	特別出張所管内
17	西蒲田	西蒲田7-49-2 社会福祉センター7階	5480-2502	5480-2503	蒲田西	多摩川1丁目8～10番・11番1～8号・12～14番、西蒲田1～8丁目、東矢口1丁目、東矢口2丁目1～17番
18	新蒲田	新蒲田1-18-16 新蒲田一丁目複合施設3階	6715-9731	6715-9732	蒲田西	新蒲田1～3丁目、多摩川1丁目1～7番・11番9～20号・15～36番、多摩川2丁目、東矢口2丁目18～20番、東矢口3丁目
19	蒲田	蒲田2-8-8 特別養護老人ホーム蒲田内	5710-0951	5710-0953	蒲田東	東蒲田1～2丁目、蒲田1～3丁目、5丁目
20	蒲田東	蒲田5-37-1 ニッセイアロマスクエア1階	5714-0888	5714-0880		南蒲田1・3丁目、南蒲田2丁目1～22、24～27、蒲田本町1～2丁目、蒲田4丁目及び蒲田東特別出張所管内の西糀谷1丁目
21	大森東	大森南4-9-1 大森東特別出張所2階	6423-8300	6423-8350	大森東	特別出張所管内
22	糀谷	西糀谷2-12-1 特別養護老人ホーム糀谷内	3741-8861	3741-8867	糀谷	特別出張所管内
23	羽田	羽田1-18-13 羽田地域力推進センター2階	3745-7855	3745-7032	羽田	特別出張所管内
お問い合わせ先がご不明な場合は、福祉部 高齢福祉課 電話 5744-1250 FAX 5744-1522						
夜間・休日専用高齢者電話相談 高齢者ほっとテレフォン ☎3773-3124 受付時間 月～金曜日 午後5時から翌日午前8時30分 土・日曜日、祝・休日、年末年始 終日(24時間)						

介護保険に関するお問い合わせ先

☞ 認定申請・主治医意見書について

介護保険課 申請受付担当 …… ☎5744-1669

☞ 認定調査・認定審査について

大森地域福祉課 介護保険担当 …… ☎5764-0656

調布地域福祉課 介護保険担当 …… ☎3726-4136

介護保険課 認定担当 …… ☎5744-1478

介護保険課 調査担当 …… ☎5744-1452

☞ 資格の取得・喪失、保険証、負担割合証、介護保険料額について

介護保険課 資格・保険料担当 …… ☎5744-1491

☞ 介護保険料の納付について

介護保険課 収納担当 …… ☎5744-1492

☞ 給付について (高額介護サービス費、償還払いなど)

介護保険課 給付担当 …… ☎5744-1622

☞ 介護保険事業計画について

介護保険課 計画担当 …… ☎5744-1732

☞ 介護保険サービス事業者の指導について

福祉管理課 法人指導担当 …… ☎5744-1215

☞ 居宅サービス事業者等の相談・苦情について

介護保険課 介護サービス担当(居宅) …… ☎5744-1655

☞ 介護保険施設及びグループホーム等の相談・苦情について

介護保険課 介護サービス担当(施設) …… ☎5744-1258

☞ 地域密着型サービス事業所等の指定等について

介護保険課 指定担当 …… ☎5744-1651

☞ その他の相談機関

東京都国民健康保険団体連合会 …… ☎6238-0177

大田区福祉オンブズマン …… ☎5744-1130

ホームページによる情報検索

- **介護サービス事業者情報検索** 大田区のホームページで区内の介護保険サービス事業者の最新情報を閲覧できます。

<https://www.city.ota.tokyo.jp/> → 福祉 → 介護保険制度 → 介護サービス・介護予防サービス提供事業所一覧

介護サービス情報公表システム <https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/13/index.php>

とうきょう福祉ナビゲーション <https://www.fukunavi.or.jp/>

- **介護保険に関わる各種申請書をダウンロードしたいとき**

<https://www.city.ota.tokyo.jp/> → 便利情報 → 申請書ダウンロード → 介護 → 介護保険各種申請用紙ダウンロード をクリックしてください。

介護サービスの利用者やそのご家族の皆さまへのお願い

身体的暴力、精神的暴力、セクシャルハラスメントは、介護職員の心身に影響を及ぼすばかりでなく、利用者ご自身のサービスの提供にも支障をきたすことになりかねません。利用者やご家族と事業者の信頼関係があってこそ、よりよいサービスの提供が可能となります。介護職員が安心して働くことができる環境づくりにご理解とご協力をお願いします。

大田区福祉部介護保険課

〒144-8621 大田区蒲田5-13-14 TEL.5744-1359 FAX.5744-1551
ホームページ <https://www.city.ota.tokyo.jp/>